

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(一) : 九州大学所蔵江蘇省長州県馮林一棧関係簿冊について

川勝, 守

<https://doi.org/10.15017/2230465>

出版情報 : 史淵. 125, pp.109-157, 1988-03-15. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係（一）

——九州大学所蔵 江蘇省長洲県馮林一棧関係簿冊について——

川勝 守

はじめに

中国地主制の最終段階に出現した租棧とよぶ地主管理機構については、村松祐次氏の一連の研究^①によってそのほぼ全貌を知ることができる。氏によれば、租棧というのは、地主つまり管業戸であつて、主として何らかの官職背景をもっている紳士、郷紳が、他の業戸地主からその所有地の管理を委託されて、これを自己の所有地や、受典地などと共に一括して管理と、コミッション・ベーススでその全体から小作料を徴収し、その全体について税を代納するため^②に設けた、土地の管理経営と包攬との大規模機構である、という。そして、そのような性格も最も十全に示すのは、徴税関係と小作関係とを、同一の地片について同時に示す蘇州府呉県長洲県の馮林一棧関係簿冊がある。村松氏が利用し分析したそれは東洋文庫所蔵の十種二十四冊の手書き本であるが、既に筆者が旧稿で紹介したごとく九州大学所蔵図書の中に十種二十九冊の手書き本があり、いずれも村松氏が利用した東洋文庫所蔵簿冊と密接な関係にある。旧稿において筆者は、九州大学所蔵江蘇省呉県関係の簿冊の分析を行ったが、その長洲県関係分の検討は未着手であつた。旧稿に記したように、租棧が経営管理のために作成した簿冊類は、本来、それぞれ特定の使用目的を持つて作成したものである。したがつて、それぞれの簿冊は、租棧管理の一部分部分を表現する存在である。分析に入る前に東

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(二)(川勝)

一一〇

洋文庫、九州大学両機関所蔵の馮林一棧関係簿冊を一覧にしておこう(第1表)。

第1表 馮林一棧関係簿冊一覽

(東洋文庫)

(九州大学)

番号	表記	帳冊数	年次記入	番号	表記	帳冊数	年次記入
1	※長邑各都図漕米總冊	一		(一)	長邑銀漕有閏副冊	一	光緒二(一八七六)
2	※長邑無閏漕米總冊	一		(二)	長邑無閏辦糧冊	一	光二五(一八九九)
3	※長邑無閏田單冊	四	光緒二〇(一八九四)	(三)	長邑佃冊	一	光三四(一九〇八)
4	※長邑出由婦図冊	八	光緒二一(一八八五)	(四)	長邑佃冊	一	光三四(一九〇八)
5	※各姓推下	一		(五)	辦糧底冊	一	民國二九(一九一四)
6	※長・元單數 (丁未年勤宣義莊田數底冊)	一	丁未年 (光緒三三・一九〇七)	(六)	長邑各都図漕米總冊	二	
7	〔同治長邑都圖〕	三		(七)	※長邑各都図無閏田單冊	四	光一七(一八九二)
8	〔長邑拾玖年分無閏漕米冊〕	二	光緒一九(一八九三)	(八)	※長邑經号田單底冊	四	
9	〔長邑有閏漕米冊〕	二		(九)	長邑小租簿	一	宣統元(一九〇九)
10	〔長邑無閏上下忙漕米冊〕	一		(十)	長元長三邑条漕彙計	一	
11	光緒廿七年無閏長邑条漕知單	一					
12	光緒廿八年無閏長邑条漕知單	一					
		二六					

(註) 表中の※印は一頁目に「馮林一棧備考」の記入がある。

九州大学所蔵の馮林一棧関係簿冊の特徴は一つには「佃冊」「租簿」が入っている点である。この点からして、村松氏の分析では推測の域を出なかった、同一の地片について徴税関係と小作関係を同時に示す史料からの具体的知見が得られる。ただし、この点について筆者の旧稿での呉県関係分の簿冊は必ずしも十全な結論を出せるものではなかった。長洲県分の検討が要請される所以である。それともう一点は、徴税―上・下忙銀の地丁と漕米との徴税技術の詳細が知られ、そうした徴税・小作関係の新知見によって、租棧構成の実相が知られることになろう。まず、旧稿で触れなかった馮林一棧の長洲関係簿冊(五―九)の紹介を行っておこう。

一、史料の形式と内容

(五)「辦糧底冊」(史料(五)とする、以下同)

三冊あり、それぞれ冒頭の都図が一都六図、一都一図、九都一図で始まる。仮にこれらをA・B・C冊とすれば、A冊は縦二一・一糧×横二二・二糧、B冊は二一・二×二二・八、C冊は二二×二二・九であり、三冊とも寸法には違いがある。しかし中味の用紙は同一で、左右十六行、計三十二行を中央で折って袋綴にしてあり、版心に「辦糧底冊 宣統元年鑄 呉垂裕義莊」と刷つてある。この呉垂裕義莊とは後述するように、馮林一棧関係地の業戸として登場する呉姓の義莊である。

記事の体裁をしめすために、A冊冒頭の一葉を掲げると、

一部六図

房基圖

則田	一分五厘	糧戸	呉貽善	原報	翁杏樓	号	三八
上。下忙	一分	漕米	一升五合	申截	圖		
則田	九厘	糧戸	又	原報	又	号	三八
上。下忙	一分	漕米	一升	申截	圖		
則田	一分	糧戸	又	原報	又	号	三八
上。下忙	一分	漕米	一升	申截	圖		

となつてゐる。右で圈点をつけた則田、糧戸、原報、号、上忙は罫線と同じく藍色で予め版木で刷り込んだものであり、これに▲印の都図と□で囲んだ丁、串截、漕米、截とが朱色のハンコ様で押したものとなつてゐる。則田は記入のないものが多く、いずれも官則であるが、民則、五升則、荒官則らの墨書きもある。その面積、糧戸、原報は通常漢字の墨書きであるが、上忙、漕米記入は蘇州商業略記で記入してある。

各冊記入内容の全体を知るために、ABC各冊の各都図について地片数、業戸数、面積合計を出すと第2表のようになる。

第2表の各都図の存在を村松氏の研究に引かれてゐる馮林一棧関係地の都図と対照すると、A冊は呉県分、B冊は長洲県分であるとすぐ判断できる。では、C冊は何か。C冊の都図・地片数・糧戸数・面積これらが全く一致する部分A冊にある(これを示すためにC冊の都図欄に※印をつけた)ことから、C冊はA冊と同じ馮林一棧の呉県関係分であつて、A冊とは異年次の簿冊だと判断される。この年次については、A冊に丁ないし丁・戊、C冊(及びB冊も)に庚と朱印が押されてゐることから、A冊は民国六年(丁巳、一九一七)か七年(戊午)、C冊(及びB冊)は宣統二年(庚戌、一九一〇)とわかる。

第 2 表 (その 1)

A				B				C			
部・図	地片	糧戸	面積	部・図	地片	糧戸	面積	部・図	地片	糧戸	面積
1・6	2	1	0.250 ^畝	1・1	9	3	38.773 ^畝	9・1	3	1	15.550 ^畝
1・9	2	1	17.640	1・2	10	4	50.007	9・2	3	2	49.475
1・11	1	1	8.385	1・3	14	5	64.153	9・4	5	2	33.500
1・12	1	1	16.100	1・4	11	2	38.760	※9・5	5	5	69.850
1・14	1	1	9.400	1・5	10	3	28.218	※9・6	3	3	20.550
1・16	1	1	4.000	1・6	3	1	14.918	※9・7	3	3	11.400
3・11	3	1	35.018	1・7	5	1	13.987	※9・8	2	2	18.200
3・12	3	1	8.250	1・8	5	2	11.952	※9・9	3	2	25.100
4・5	2	2	0.500	1・9	6	4	56.515	※9・10	5	1	24.400
4・7	5	2	31.880	1・10	9	3	49.241	9・11	6	5	50.050
5・6	2	1	14.000	1・上11	3	3	28.345	9・12	2	2	11.950
5・7	3	2	39.700	1・下11	6	2	16.435	※9・13	3	2	24.625
5・8	1	1	3.100	1・12	5	3	34.668	10・1	6	5	91.000
5・9	5	3	72.250	1・13	1	1	1.953	※10・2	1	1	0.400
5・10	7	3	69.600	1・15	8	3	12.165	10・3	4	2	12.900
5・11	1	1	12.500	1・17	1	1	1.300	※11・1	1	1	2.000
5・12	5	4	84.000	1・18	8	3	21.434	※11・2	1	1	38.950
6・3	2	2	6.500	1・19	3	2	6.631	※11・3	1	1	9.000
6・4	1	1	5.200	1・20	1	1	1.588	※11・4	4	2	6.200 ⁺
6・5	3	2	33.150	1・21	3	2	14.685	※11・5	2	1	17.700
6・6	3	2	61.800	1・22	11	5	44.888	※11・上6	2	2	10.090
6・7	1	1	9.000	1・23	7	2	32.893	※11・7	2	1	21.500
6・8	1	1	1.300	2・1	7	2	19.489	※11・8	1	1	5.000
7・1	3	3	42.850	2・10	1	1	15.060	※11・9	1	1	19.150
7・2	1	1	4.170	2・13	11	2	23.999	※11・10	2	1	16.900
7・3	2	2	14.800	2・14	3	3	36.113	11・11	2	2	26.530
7・4	2	1	32.800	2・15	3	2	35.675	※11・12	3	2	37.050
7・5	1	1	4.200	2・16	10	4	36.070	※11・15	1	1	20.300
7・7	1	1	5.000	2・17	4	3	26.907	※11・16	1	1	0.250
7・12	4	4	35.800	3・1	5	1	116.722	※11・19	1	1	8.000
8・3	1	1	3.400	3・2	6	1	131.576	※11・21	1	1	17.420
8・7	1	1	5.100	3・3	6	1	93.791	※11・22	7	3	3.609 ⁺
8・10	7	4	132.170	3・4	6	1	80.331	※11・23	1	1	1.200
8・11	1	1	2.000	3・5	3	2	22.609	※11・25	1	1	1.800
9・1	2	2	3.500	3・6	3	2	19.174	※11・29	5	1	31.000
9・2	2	2	28.075	3・7	3	2	42.809	※11・33	1	1	3.600
9・4	3	2	18.950	3・11	3	1	30.817	12・2	1	1	5.300

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係 (二) (川勝)

第 2 表 (その 2)

A				B				C			
都・図	地片	糧戸	面積	都・図	地片	糧戸	面積	都・図	地片	糧戸	面積
9・5	5	5	69.850 ^畝	3・12	2	1	21.870 ^畝	12・4	1	1	4.100 ^畝
9・6	3	3	20.550	3・15	1	1	24.940	12・7	1	1	8.600
9・7	3	3	11.400	4・7	1	1	14.400	12・17	1	1	11.200
9・8	2	2	18.200	4・上8	5	2	62.226	※12・18	3	2	23.500
9・9	3	2	25.100	4・下8	4	2	44.591	※13・2	3	2	35.485
9・10	5	1	24.400	4・上9	5	1	29.193	※13・4	3	3	13.600
9・11	5	5	46.050	4・10	2	1	39.860	※13・6	1	1	4.000
9・12	1	1	0.950	4・上11	3	2	53.569	※13・7	2	2	22.300
9・13	3	2	24.625	4・下11	3	2	43.357	※13・8	4	3	23.060
10・1	5	5	90.000	4・上12	3	2	47.928	※13・9	2	1	49.021
10・2	1	1	0.400	4・下12	1	1	2.200	※13・10	3	1	23.550
10・3	3	2	9.800	4・南13	4	2	60.947	※13・11	1	1	3.000
11・1	1	1	2.000	4・北13	6	2	121.380	※13・12	2	1	43.750
11・2	1	1	38.950	5・2	1	1	3.850	※13・13	3	2	45.140
11・3	1	1	9.000	5・6	3	1	10.887	※13・14	1	1	7.800
11・4	4	2	6.200 ⁺	5・7	1	1	8.287	※13・15	4	4	62.325
11・5	2	1	17.700	5・上8	1	1	4.700	※13・16	1	1	16.000
11・上6	2	2	10.090	5・12	1	1	7.900	※14・1	2	1	11.300
11・7	2	1	21.500	5・14	1	1	3.116	※14・2	4	3	25.800
11・8	1	1	5.000	東6・下北5	3	2	30.794	※14・3	2	2	36.500
11・9	1	1	19.150	7・2	3	2	8.518	※14・4	2	1	43.850
11・10	2	1	16.900	7・3	3	1	20.560	※14・5	3	3	59.300
11・11	1	1	6.500	8・上3	1	1	1.952	※14・6	3	1	4.700
11・12	3	2	37.050	9・1	1	1	2.660	※14・7	9	3	66.000
11・15	1	1	20.300	9・9	1	1	15.109	※14・8	2	2	17.500
11・16	1	1	0.250	9・16	3	1	55.365	※14・9	1	1	2.000
11・19	1	1	8.000	9・21	2	2	5.058	※14・12	6	3	97.900
11・21	1	1	17.420	9・上22	2	2	9.050	14・13	1	1	6.500
11・22	7	3	3.609 ⁺	9・23	2	2	2.451	※14・16	1	1	3.000
11・23	1	1	1.200	9・31	1	1	0.300	※14・19	1	1	2.800
11・25	1	1	1.800	9・34	1	1	2.061	※19・14	3	1	44.280
11・29	5	1	31.000	11・下1	2	1	4.530	※19・19	1	1	8.580
11・33	1	1	3.600	11・4	2	2	18.225	※19・20	2	1	47.650
12・18	3	1	23.500	11・5	4	2	17.877	※20・1	1	1	111.600
13・2	3	2	35.485	11・中8	1	1	7.798	※20・2	11	2	116.310
13・4	3	3	13.600	11・下8	1	1	13.189	※20・3	1	1	4.000
13・6	1	1	4.000	11・11	1	1	4.400	20・4	2	1	18.975

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(二)(川勝)

第 2 表 (その 3)

A				B				C			
都・区	地片	糧戸	面積 畝	都・区	地片	糧戸	面積 畝	都・区	地片	糧戸	面積 畝
13・7	2	2	22.300	12・上1	7	2	28.919	※20・6	2	1	14.100
13・8	4	3	23.060	12・下1	5	2	13.581	※20・7	1	1	10.100
13・9	2	1	49.021	12・2	2	2	10.174	※20・8	1	1	15.800
13・10	3	1	23.550	12・3	3	3	64.598	20・9	1	1	3.000
13・11	1	1	3.000	12・4	2	2	37.043	※20・12	1	1	4.600
13・12	2	1	43.750	12・5	1	1	9.000	※20・13	1	1	14.600
13・13	3	2	45.140	12・上9	6	3	48.026	※21・1	7	6	50.420
13・14	1	1	7.800	12・下9	8	2	34.219	21・2	11	4	102.351
13・15	4	4	62.325	12・12	2	2	36.970	※21・3	3	1	35.500
13・16	1	1	16.000	12・16	7	3	37.365	※21・4	3	2	36.900
14・1	2	1	11.300	12・18	5	4	25.205	※21・5	3	1	16.000
14・2	4	3	25.800	12・19	7	4	38.443	※21・6	1	1	3.120
14・3	2	2	36.500	12・20	3	2	16.606	21・上8	3	1	11.600
14・4	2	1	43.850	12・21	2	2	13.000	21・9	2	2	19.066
14・5	3	3	59.300	西13・1	14	5	55.584	21・11	1	1	8.050
14・6	3	1	4.700	西13・上2	8	3	26.883	21・12	2	2	2.050
14・7	9	3	66.000	西13・下2	1	1	6.980	※22・1	3	1	21.800
14・8	2	2	17.500	西13・3	15	4	126.409	※22・2	2	1	23.700
14・9	1	1	2.000	西13・4	52	5	146.736	※22・4	1	1	2.000
14・12	6	3	97.900	西13・5	34	4	117.833	22・6	5	3	51.050
14・16	1	1	3.000	西13・上6	24	4	72.882	※22・7	3	1	23.900
14・19	1	1	2.800	西13・下6	28	5	107.570	※22・8	1	1	1.200
19・14	3	1	44.280	西13・7	32	6	122.303	※22・9	1	1	4.000
19.19	1	1	8.580	西13・上8	14	3	57.282	※22・10	1	1	1.200
19・20	2	1	47.650	西13・下8	10	5	56.932	※22・11	1	1	33.300
20・1	1	1	111.600	西13・上11	7	2	52.299	※22・13	2	1	38.995
20・2	11	2	116.310	西13・下11	11	3	26.682	23・1	1	1	56.550
20・3	1	1	4.000	西13・13	5	3	11.517	※23・4	1	1	7.800
20・4	2	1	18.975	西13・14	10	3	71.404	※23・5	2	1	21.050
20・6	2	1	14.100	西13・上15	20	5	77.954	※23・6	1	1	2.500
20・7	1	1	10.100	西13・下15	16	6	61.919	※23・7	2	1	22.300
20・8	1	1	15.800	西13・16	5	4	28.314	※23・8	1	1	11.000
20・12	1	1	4.600	西13・上北17	7	4	30.738	※23・9	1	1	3.000
20・13	1	1	14.600	西13・下北17	6	3	27.945	※24・9	1	1	7.100
21・1	7	6	50.420	西13・22	6	2	21.328	※27・1	1	1	4.400
21・2	11	4	102.351	東13・1	45	5	134.888	※27・上2	2	2	28.400
21・3	3	1	35.500	東13・4	40	5	158.494	27・3	4	1	11.250

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(一)(川勝)

第 2 表 (その 4)

A				B				C			
都・区	地片	糧戸	面積	都・区	地片	糧戸	面積	都・区	地片	糧戸	面積
21・4	3	2	36.900 ^畝	東13・8	3	3	11.700 ^畝	※27・5	1	1	1.600 ^畝
21・5	3	1	16.000	東13・9	15	1	46.373	※27・6	3	1	9.300
21・6	1	1	3.120	東13・上南10	17	3	35.036	27・8	3	1	17.200
21・上8	3	1	11.600					※27・9	1	1	6.100
21・9	1	1	5.300					※11・圃1	12	4	1.555 ⁺
21・12	1	1	0.950					※11・圃2	4	4	2.665 ⁺
22・1	3	1	21.800					※11・圃3	11	3	1.543
22・2	2	1	23.700					※11・圃4	4	2	0.750
22・4	1	1	2.000					※11・圃5	4	3	1.649
22・7	3	1	23.900								
22・8	1	1	1.200								
22・9	1	1	4.000								
22・10	1	1	1.200								
22・11	1	1	33.300								
22・13	2	1	38.995								
23・4	1	1	7.800								
23・5	2	1	21.050								
23・6	1	1	2.500								
23・7	2	1	22.300								
23・8	1	1	11.000								
23・9	1	1	3.000								
24・9	1	1	7.100								
27・1	1	1	4.400								
27・上2	2	2	28.400								
27・3	2	1	7.250								
27・5	1	1	1.600								
27・6	2	1	9.300								
27・8	1	1	2.700								
27・9	1	1	6.100								
11・圃1	12	4	1.5550 ⁺								
11・圃2	6	4	2.665 ⁺								
11・圃3	11	3	1.542								
11・圃4	4	2	0.750								
11・圃5	5	3	1.779								
			3,208.690				4,296.883				2,652.589

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(一)(川勝)

C冊とA冊との間には辛亥革命（一九一一年）がある。そこでC冊とA冊との間の記載の違いによって、馮林一棧関係地の呉県分の増減をみると、第3表のごとくになる。減少分は二七四畝七一六であるが、それが陳余慶という呉姓以外を除けば、すべて呉留余分であることが注目される。この呉留余については、九州大学所蔵『辦糧底冊』に挟まれた紙片の「中華民國八年上忙易知由單」「中華民國八年下忙易知由單」「中華民國八年漕米易知由單」に西拾捌畝糧戸呉留余とあつて、何か特別扱いされていたようである。なお、この都図は先の第2表にはみられず、『辦糧底冊』が馮林一棧関係地をすべて網羅したものでないことを予想させる。しかし、『辦糧底冊』に「易知由單」が挟まれている（張りつけてあるものもある）ことによつて、租税が納税名義人から税を代納する手続きがある程度わかることになる。つまり、納税名義人＝糧戸は徴税催促書である易知由單をまず租税に提出し、納税済みとなると、県知事の公印が押されて租税に来る（「串截」「来串」の由来）。そしてそれは租税に残つて、納税名義人にはわたらなかつたのではないかということであるが、この点は他の簿冊の存在とも関係するので後述しよう。

(六)「長邑各都図漕米總冊」

これは村松氏が紹介された東洋文庫の史料2、8、9、10と同内容のものであるが、それらが一、二冊であるのに対し、十二冊と分量に異なりがある。各冊の内容を一覧にすると、第4表のごとくになる。各都図の地片ごと同一内容を確認すれば、第一冊—第四冊初まで（Iとする）が一部一図より中十八都十図に至る無閏年の地丁—上下忙銀と漕米の徴収である。これらには折徴つまり割引の記載はない。次に第四冊途中から五冊半ばまで（IIとする）が一図一図より十二図四図までの無閏年の地丁漕米徴収であり、割引は下忙銀が上忙の九二%の実徴となつている。漕米の割引はみられない。三番目は第五冊半ばから第八冊目まで（IIIとする）、一部一図より中十八都十図の有閏年の徴収簿で割引は忙銀漕米ともにみられない。四番目は第九冊—十二冊で（IVとする）無閏年の二図九図より中十八都八

第 3 表

都・区	C			A			減少分(▲増)			
	地片	糧戸	面積 ^畝	地片	糧戸	面積 ^畝	地片	糧戸	面積 ^畝	糧戸名
9・1	3	1	15.550	2	1	3.500	1	0	12.050	呉留余
9・2	3	2	49.475	2	2	28.075	1	0	21.400	〃
9・4	5	2	33.500	3	2	18.950	2	0	14.550	〃
9・11	6	5	50.050	5	5	46.050	1	0	4.000	〃
9・12	2	2	11.950	1	1	0.950	1	1	11.000	〃
10・1	6	5	91.000	5	5	90.000	1	0	1.000	〃
10・3	4	2	12.900	3	2	9.800	1	0	3.100	〃
11・11	2	2	26.530	1	1	6.500	1	1	20.030	陳余慶
12・2	1	1	5.300				1	1	5.300	呉留余
12・4	1	1	4.100				1	1	4.100	〃
12・7	1	1	8.600				1	1	8.600	〃
12・17	1	1	11.200				1	1	11.200	〃
14・13	1	1	6.500				1	1	6.500	〃
20・9	1	1	3.000				1	1	3.000	〃
21・9	2	2	19.066	1	1	5.300	1	1	13.766	〃
21・11	1	1	8.050				1	1	8.050	〃
21・12	2	2	2.050	1	1	0.950	1	1	1.100	〃
22・6	5	3	51.050				5	3	51.050	〃
23・1	1	1	56.550				1	1	56.550	〃
27・3	4	1	11.250	2	1	7.250	2	0	4.000	〃
27・8	3	1	17.200	1	1	2.700	2	0	14.500	〃
11・閏5	4	3	1.649	5	3	1.779	▲1	0	▲0.130	〃
							27		274.716	

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(二)(川勝)

中華民國八年八月忙易知

吳縣知事為啟征上忙給發田單事
兩合銀元二元五分定於八年 月 日
限知收二十分之二加征後至 月 日

兩月仍未完納者加十分之一除出示布告外
此仰業戶查照後開科則應完銀數如期赴柜完納隨照擊串安業切勿觀望遲延
須至單者

計開

存 柜 西拾捌都拾捌 圖糧戶吳 留餘

則地 一畝一分二厘五毫

應完民國八年熟田上忙銀陸分伍厘

中華民國 年 月

第 號

巨給 如有舛錯 呈請更正

號



図までの地下漕米徴収に関するもので、割引は下忙銀が上忙銀の八〇%、漕米が九五%の実徴となつてゐる。以上から知られるごとく、(六)「長邑各都図漕米總冊」には四種の年次を異とする簿冊が入つてゐることが確認される。長洲県の「漕米總冊」と称する簿冊は村松氏が紹介した東洋文庫所蔵本(2・8・9・10)と併せると八種存在することになる。この八種「漕米總冊」の作成年次はいつであろうか。東洋文庫8が光緒十九年と記入してある他は、いずれ

第4表

冊	部	区	閩	割引	冊	部	区	閩	割引
1	(1)	1.2.3.5.9.10.上11.21.22.23 (2) F5.9.10.16.17 (3) 1.2.3.4.5.6.7.11.15 (4) 7.上8.上9.上11.上12.上13.北13 (5) 2.6.7.上8.12.14 (8) 10 (9) 16.21 (半19) 齊2 (12) 3.5.上9.上12.16	無	無	7	(西) 3.5.7.上8.上9.上11.上12.上13.北13 (5) 2.6.7.上8.上11.上12.上13.北13 (5) 2.6.7.上8.上12.14 (8) 10 (9) 16.21 (半19) 齊2 (12) 3.5.上9.上12.16	有	無	
2	(12) 18.19.20.21 (東) 13) 1.4.8.上南10.下南10.上北10.下北10.11.12.13.14.15 (西) 3) 1.上2.3.5.7.上8.上9.上11.上12.上13.北13 (5) 2.6.7.上8.12.14 (8) 10 (9) 16.21 (半19) 齊2 (12) 3.5.上9.上12.16	無	無	8	(下) 17) 3.14.16.24.25.26.27.28.29.33.34 (東) 18) 12.13 (西) 18) 18.19.上20.下20.下21.22.23.31.上36.37. (中) 18) 4.5.6.8.10	有	無		
3	(下) 14) 5.6.上9.上10.上11.上12.上13.北14.24.上25.下25 (15) 上2.上3 (下) 17) 2.3.14.16.24.25.26.27.28.29.33.34 (東) 18) 12.13 (西) 18) 18.19.上20.下20.下21.22.23.31.上36.37	無	無	9	(2) 9.10 (3) 1.2.3.4.5.6.7.11.15 (4) 7.上8.上9.上11.上12.上13.北13 (5) 2.6.7.上8.12.14 (8) 10 (9) 16.21 (半19) 齊2 (12) 上9.上12.16.18.19.20.21.	無	無	80	
4	(中) 18) 4.5.6.8.10	無	無	10	(東) 13) 1.4.8.上南10.下南10.上北10.11.12.13.14.15 (西) 13) 1.3.5.上8.上9.上11.上12.上13.北13 (5) 2.6.7.上8.12.14 (8) 10 (9) 16.21 (半19) 齊2 (12) 上9.上12.16.18.19.20.21.	無	無	80	
5	(7) 3.上11.上11.上11 (8) 1.上3.4.上7.13.上14.上15.上17.上17.上22 (9) 1.上15.上15.上21.34 (11) 4.5.上8.11 (12) 2.4.	無	92	11	(上) 14) 27.28 (下) 14) 上2.上2.上3.上5.上6.上9.上9.上10.上10.上13.上14.24.上25.下25 (15) 上2.上3 (下) 17) 2.3.14.16.24.25.26.27.	無	無	80	
6	(1) 1.2.3.5.9.10.上11.21.22.23 (2) F5.9.10.16.17 (3) 1.2.3.4.5.6.7.11.15 (4) 7.上8	有	無	12	27(統).28.29.33.34 (東) 18) 12.13 (西) 18) 18.19.上20.下20.下21.22.23.31.上36.37 (中) 18) 4.5.6.8	無	無	80	
	(4) 上8.上9.上11.上11.上12.上12.上12.上13.北13 (5) 2.6.7.上8.12.14 (8) 10 (9) 16.21 (半19) 齊2.3.5.上9.上12.16.18.19.20.21 (東) 13) 1.4.8.上南10.下南10.上北10.下北10.11.12.13.14.15 (西) 13) 1.上2.3.	有	無			無	95		

①都図の()内は都の番号を示す。例、(1) 1は1都1図のこと。
 ②割引欄の92等は92%実徴
 ③同8%と上下に分けたものは上欄化額下欄清米。

第5表(その1)

部・図	則	(I)・(II)・(V)				(I)				(II)				
		面積	業戸	原戸	下仁	漕米	有間	有間漕米	下仁実徴	漕米実徴	則	面積	業戸	原戸
1・1	官	8,740	(呉経勳) ¹	即鞠寿 徳汪従記戸	0.507	0.947	0.513	0.949	官	1,690	呉守倫忠	徐中和	0.097 (92)0.089	0.183
1・2	〃	14,111	(呉経勳) ¹	〃	0.818	1.529	0.828	1.532	〃	4,869	〃	徐中和	0.282 (92)0.239	0.528
1・3	〃	11,792	(呉経勳) ¹	〃	0.684	1.277	0.692	1.279	〃	14,662	〃	徐秉記	0.849 (92)0.781	1.588
1・4	〃								〃	1,500	呉忠記	呉玉浦	0.087 (92)0.080	0.161
									〃	3,542	呉守倫忠	徐秉記	0.205 (92)0.189	0.264
									〃	7,000	呉良治記	錢持記	0.405 (92)0.373	0.758
									〃	7,000	〃	〃	0.405 (92)0.373	0.758
									〃	2,930	〃	〃	0.170 (92)0.156	0.317
									〃	1,822	〃	〃	0.106 (92)0.098	0.197
									〃	6,281	呉守倫良治	高経倉	0.364 (92)0.335	0.660
									〃	2,500	〃	徐忠和	0.145 (92)0.133	0.271
									〃	19,093	〃	徐秉記	1.106 (92)1.018	2.068
									〃	13,081	〃	高経倉	0.758 (92)0.697	1.416
									〃	4,086	〃	良治	0.236 (92)0.217	0.440
1・5	〃	3,310	(呉経勳) ¹	即鞠寿 徳汪従記戸	0.192	0.359	0.194	0.359	〃	11,520	〃	徐秉記	0.667 (92)0.614	1.248
1・6	〃								〃	12,515	〃	良治	0.725 (92)0.677	1.356
									〃	5,625	〃	高経倉	0.326 (92)0.300	0.609
									〃	9,293	〃	徐忠和	0.538 (92)0.495	1.007
									〃	0,873	〃	徐秉記	0.050 (92)0.046	0.095
1・7									〃	7,666	〃	〃	0.444 (92)0.408	0.830
									〃	6,921	〃	徐中和	0.401 (92)0.369	0.750

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(一)(川勝)

第5表(その2)

部・図	(I)・(II)・(N)				(I)		(II)		(N)		(I)		(II)						
	則	面積	業戸	原戸	斗	漕米	斗	有間漕米	斗	有間漕米	下忙実徴	漕米実徴	則	面積	業戸	原戸	斗	漕米	
1・8		畝												畝					
1・9	〃	8,963	(呉経勲) ¹	邵鞠寿	0.519	0.971	0.526	0.972					2斗	8,627	〃 忠	〃	0.506 ^前	0.935	
1・10	〃	4,684	(呉経勲) ¹	〃	0.272	0.507	0.275	0.508					官	5,006	呉守倫忠	徐中和	0.193	0.360	
1・上11	〃	19,781	(呉経勲) ¹	邵鞠寿	1.147	2.143	1.161	2.146					官	3,794	呉忠記	呉玉浦	0.177	0.451	
1・下11													官	4,923	呉守倫忠	徐忠和	0.220	0.411	
1・12													官	4,600	呉守倫忠	徐忠和	0.285	0.533	
1・17													〃	11,788	〃	〃	0.267	0.498	
1・18													〃	1,082	〃	〃	0.683	1.277	
													〃	4,844	〃	徐忠和	0.063	0.118	
													〃	3,720	呉昌伯記	徐忠和	0.281	0.525	
													〃	14,235	呉守倫忠	徐忠和	0.259	0.403	
													官	6,173	呉守倫忠	徐中和	0.215	1.542	
													〃	21,227	呉昌伯記	錢壽記	0.814	0.669	
													〃	3,413	〃	〃	0.358	0.669	
													〃	1,300	〃	〃	1.230	2.299	
													〃	2,890	呉守倫忠	徐秉記	0.132	0.370	
													〃	5,111	呉昌伯記	錢壽記	0.182	0.141	
													〃	0.810	〃	〃	0.075	0.313	
													〃	1,086	〃	〃	0.167	0.554	
													〃	6,337	〃	〃	0.296	0.088	
													〃	0.900	〃	〃	0.047	0.118	
													〃	3,800	〃	〃	0.063	0.741	
													〃		〃	〃	0.395	0.097	
													〃		〃	〃	0.052	0.412	
													〃		〃	〃	(92)0.048		
													〃		〃	〃	0.220		

第 5 表 (その 3)

部・図	則	(I)・(II)・(IV)				(I)		(II)		(IV)		則	面積	業戸	原戸	下亡実徴 面積	(II)		下亡銀	漕米 石
		面積	業戸	原戸	下亡実徴 面積	漕米 石	有間下亡 面積	有間漕米 石	面積	業戸	原戸						下亡銀	漕米 石		
1・19	官	4,698	(吳経勤) ¹	招働券	0.273	0.509	0.276	0.509	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.062	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
1・20	官	4,700	(吳経勤) ¹	招働券	0.272	0.509	0.276	0.510	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.057	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
1・21	官	4,700	(吳経勤) ¹	招働券	0.272	0.509	0.276	0.510	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.092	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
1・22	官	11,123	(吳経勤) ¹	招働券	0.645	1,205	0.653	1,208	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.371	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
2・1	官	4,698	(吳経勤) ¹	招働券 御注定記戸	0.273	0.509	0.276	0.509	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.184	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
2・15	官	4,698	(吳経勤) ¹	招働券	0.273	0.509	0.276	0.509	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.169	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
2・下5	官	13,972	(吳経勤) ¹	招働券	0.801	1,513	0.802	1,517	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.376	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
2・6	官	56,746	吳経勤	程論叙	3.287	6,147	3.329	6,155	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.089	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
2・9	官	15,060	吳経勤	程論叙	0.873	1,631	0.884	1,635	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.341	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
2・10	官	15,060	吳経勤	程論叙	0.873	1,631	0.884	1,635	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.376	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
2・11	官	15,060	吳経勤	程論叙	0.873	1,631	0.884	1,635	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.376	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174
2・12	官	15,060	吳経勤	程論叙	0.873	1,631	0.884	1,635	3,287 (80)	6,140 (95) 5,840	官	2,180	吳守倫忠	徐秉記	0.067 0.376	0.126	0.236	0.047	0.102	0.174

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係 (一) (川勝)

も年次の明記にはない。しかし、内容記載から東洋文庫分は光緒十九、二十年前後であるとわかるが、九州大学分は決め手が無い。そこで九州大学所蔵『漕米總冊』の各部分(I-IV)の記載の比較を行っておこう(第5表)。紙幅の都合で冒頭一部だけの比較であるが、これによってもI-IV各部分の特徴はよくわかる。第4表から、各部はI-IIIは一貫しており、これからみて、(I)は最も古く早い時期についての記載で割引きもない。(II)はそれとは全く異質の地片・業戸・上下忙銀・漕米額を記載している。(III)は(I)と同内容、つまり地片・業戸名等が同一である。ただし、(IV)は書き始めが二都九図、また以下八都十図までの記載が東洋文庫の史料2と全く同一である。(III)の部分は、実は、次に紹介する(e)「長邑各都図無閩田單冊」によつて、光緒十年(甲申、一八八四)に置得され、呉守倫忠記から馮林一棧関係者(これも呉姓)へ推収された土地地片だけを集めたものであると判断されることを予め予測しておこう。

(七)「長邑各都図無閩田單冊」

これも、東洋文庫の史料8等と同形式同内容の簿冊である。その第一冊の内表紙には「長邑各都図無閩田單冊 馮林一棧備考」と墨書きする。その次の頁の一頁AからBにかけて「光緒十七年無閩 長邑条漕知單上冊」と題し、村松祐次氏がその光緒二十年分について紹介したのと全く同一の記載がみられる。ただし、その末尾の「扣二畝三分五厘六」、「扣二錢八分六」、「扣二斗五升四」の添記はない。

また、科則・面積の次の畝当り漕米額、同条銀(上下忙)額も示されていない。このような記載の差異は何を物語っているであろうか。その検討のためにも、「田單冊」の記事内容をみてみると、その冒頭一都一図分各地片は次の通りである。

一都一函

官則 〔五畝式分五厘八毛〕

無閏單収 呉 經鋤

原戸趙菊寿 卯五十八

無閏上忙 〔申截〕

無閏漕米

五斗七升 〔申截〕

官則 参畝四分八厘二毛

無閏單収 呉 經鋤

又 全

〔申截〕

無閏上忙 五錢〇六

上戸併 〔申截〕

無閏漕米

三斗七升七合 〔申截〕

五錢〇六 94 実四錢七分七

官則 陸畝七分四厘

無閏單収 呉 貽善

原戸談慶順 丙八十二

無閏上忙

無閏漕米

七斗三升 〔申截〕

官則 捌畝五分九厘七毛

無閏單収 呉 貽善

又 全

無閏上忙

無閏漕米

九斗三升一合 〔申截〕

官則 参畝三分式厘五毛

無閏單収 呉 貽善

又 全

無閏上忙

無閏漕米

三斗六升 〔申截〕

官則 一畝三分

無閏單収 呉 貽善

又 全

無閏上忙

無閏漕米

一斗四升一合

官則 式畝四厘五毛

無閏單収 呉 貽善

又 全

無閏上忙 一兩二錢七分四

下忙 一兩二錢七分四

無閏漕米

二斗二升二合

官則 一畝六分九厘

無閏単収 吳裕仁

原吳守倫忠 徐中和 申三十一

無閏^上下忙九分九厘

無閏漕米 一斗八升三合

九八 94 実 九分三

官則 陸畝三分三厘七毛

無閏単収 吳裕仁

又 徐秉記 全

無閏^上下忙三錢六分七

無閏漕米 六斗八升六合

三錢六分七 94 実 三錢四分四

これを村松氏が紹介した光緒二十年の「長邑無閏田単冊(史料3)」と比較すると(村松著書四六〇―六二頁)、科則、面積、業戸、原戸等及び漕米額は全く同一であるが、無閏上下忙(条)銀額の記入の仕方に違いがある。二十年分は各地片毎にその額が記入されているのに対し、右の十七年分では同一業戸についての併戸記載がみられる。これは次の「二都一図」についても同様であるが、いつでもそうかと言えばそうではなく、たまたまということのようである。しかし、たまたまは右の「田単冊」記事の「無閏単収」に關係するようである。「無閏単収」とは何か、ひいては「田単冊」とは何か、実は村松氏もこれを考えられたようであるが、氏にあっては「田単冊」は「条漕知単冊」とは同一で、単は「易知由単」と同じものとして終わっている。ここまでは正しいと思われるが、それでも右の「無閏単収」の説明にはならない。これについては、その「二都十三図」分の地片記事に、

二都十三図

官則 式畝八分

無閏単収 吳貽記

原錢寿記

卯十五号

無閏上 一錢五分三 串截
下忙 来単一錢五分二
一錢五分二 串截
94実一錢四分三
無閏漕米三斗三合 串截

(中略)

官則壹畝

無閏単収

呉貽記

又 全

無閏上 五分八 串截
下忙 五分八 串截
五分八 94実 五分四

無閏漕米 一斗八合 串截

此三戸成須用更正在辛巳百三十五号
范崔義戸全立二畝七分八厘

官則 八分四厘七毛

無閏単収

単未来

呉

原錢壽記

無閏上忙

無閏漕米

九升二合

官則 七分三厘 自業

無閏単収

呉貽記

又

無閏上忙 四分三
下忙 四分三

無閏漕米

七升九合

官則 一畝二分三毛 単未来

呉

又

無閏上忙 七分
下忙 七分

無閏漕米

一斗三升

清末、江南の一租棧における徴税・小作關係(二)(川勝)

とあつて、単収とは「来単」に照応するものであり、その逆の場合が「単未来」であり、それは「自業」ということになってしまふ。先の(五)『辦糧底冊』でも述べたことに関連するが、納税名義人Ⅱ業戸Ⅱ糧戸は徴税催促書である易知由單を租棧に提供する。租棧はその由單を都図ごとに配列し、「田單冊」を作成する。そして、納税済みの確認は別に「漕米總冊」「辦糧底冊」を作成して、それによつて行ふ、とならう。

(八)「長邑経号田單底冊」

これも「田單冊」であるが、「底冊」となつてゐる。体裁寸法は二五・二糧×一五糧で他の「漕米總冊」や「無閭田單冊」と同一でしかも内表紙に「馮林一棧備考」と記入されている。「経号」とは何か。村松氏が紹介された東洋文庫史料4「長邑出由帰図冊」の内表紙に表題とともに「経・忠・貽三号全」と記してある。村松氏はこの三号はそれぞれ、「田單冊」に頻出する呉経鋤、呉忠記、呉貽記を連想せざるをえないが、後二者の呉忠記・呉貽記は字号らしいが、呉経鋤は個人名らしいとして、それ以上の追求はしていない。経号とは何か、はこの冊「長邑経号田單底冊」の内容の確認から始めなければならぬ。例によつて、体裁をみよう。冒頭一葉Bには、

第六十七号

光緒甲申十年置得李洪山 長邑田

東十三都一^〇南^〇城^〇 坵47^〇圩官則二畝六分二厘九毛

64坵官則三分

李洪山
李洪興

右で□と右の圈点は朱字のハンコ(印)様の字で押されている以外は手書き墨書である。アラビア数字は商業

第 6 表 (その1)

号	置得年	被置得戸	部・区	坪・丘	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	部・区	坪・丘	則	面積	細註戸	
67	光緒10	李洪山	東13-1	南城47	官	2.629	李洪山									
	(甲申)			64	〃	0.300	李洪興	84	〃	孫云階	〃		307	〃	2.118	孫球塔
68	〃	黃顯南	東13-4	池330	〃	0.320	黃增寿						298	荒官	0.500	〃
		村廷芝堂					黃鄒氏						300	〃	0.750	〃
				343	〃	0.600	黃閔觀						374	官	0.800	〃
				235	〃	1.281	黃閔桂	85	〃	朱克賢	〃	東城39	〃	2.648	朱克賢	
				231	〃	0.532	黃閔貴						昆349	荒官	0.456	〃
				231	〃	0.339	華子香	86	〃	陸銀觀	東14-4	田119	官	1.046	陸雲山	
69	〃	任天觀	〃	264	〃	0.836	顧春芳	87	〃	王銀芳	下14・下2	宙10	官	1.400	王永言	
70	〃	周榮祖	〃	294	〃	0.700	周大宝	88	〃	李雲山	東13-4	田176	〃	0.555	巨安裕	
				293	〃	0.200	鄒福觀						145	荒民	0.660	李雲山
71	〃	鄒再峯	〃	147	〃	0.600	秦大宝	89	〃	莫士德		13物1040	〃	0.529	莫士德 即永茂	
72	〃	秦大宝	東13-1	東雁50	〃	0.930	吳鑑山	90	〃	陳星裕	下14・23	昆297	荒官	3.800	陳新翁	
73	〃	吳鑑山	〃	17	〃	3.708	秦漢基	91	〃	陳虎觀		3塞585	民	0.765	陳虎觀	
74	〃	秦全福	下14・下2	張46	〃	0.650	秦茂堂			即景亭		586	〃	0.596	〃	
75	〃	秦再新	〃	33	〃	1.673	〃	92	〃	秦木金	東13-1	北城62	官	3.000	秦念椿	
				81	民	0.700	張敦尊	93	〃	蔣森記	7-2	纒15	〃	0.850	蔣崇德	
76	〃	李周和	東13-4	田137	官	0.844	〃			即秋田		振25	〃	2.747	〃	
					〃	0.844	〃						11・中8	邊19	〃	3.113
					〃	0.844	〃							20	〃	4.685
				138	民	0.824	〃						12-19	京	〃	1.034
					〃	0.824	許雲山								〃	1.034
					〃	0.824	海觀								〃	1.034
				139	〃	0.500	李雲飛							170	民	1.484
77	〃	李雲飛	〃	77	〃	1.641	許鳳江							188	〃	0.760
78	〃	許鳳江	〃	池168	官	0.700	瞿永春							195	〃	1.470
79	〃	巨耕春	〃	田180	民	0.700	瞿耕心								〃	5.659
					〃	0.500	〃								〃	4.398
					〃	0.100	〃								〃	4.842
				191	荒官	1.576	徐德文								〃	5.369
				196	官	0.500	〃								〃	0.879
80	〃	徐榮廷	東13-1	南城50	〃	0.487	徐雲廷								〃	2.380
				63	〃	0.800	薛福觀								〃	0.879
				4	田129	民	0.500	胡耕山							〃	2.380
							陳大昇								〃	2.380
81	〃	薛福觀	〃	207	官	1.700	胡耕山							53	〃	3.599
82	〃	胡耕山	下14・23	昆13	〃	2.810	陳大昇							54	〃	3.308
83	〃	陳秀德	〃	306	荒官	1.180	張春海	94	〃	張春海	11-4	珠	〃	1.800	陳清芬	

清末、江南の一租棧における徵稅・小作關係(一)(川勝)

第 6 表 (その2)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・坪	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・坪	則	面積	細註戸		
				称	官	1.800 ^畝	陳清芬	112	〃	沈玉泉	上19	東 南 幾 12	〃	2.625 ^畝	沈春泉		
				〃	〃	2.200	〃	113	〃	楊大祥	上19	中 南 幾 36	〃	0.420	楊大祥		
			12・19	都	〃	5.283	〃				〃	34	〃	2.610	〃		
			2	因(隠)	〃	1.218	〃	114	〃	顧恒益 元吉	17	新	192	〃	0.489	顧元吉	
				標(造)	〃	4.356	〃					190	〃	0.344	〃		
95	〃	鄒雲橋	上14・上19	西南 幾116	斗 8升	2.221	曹大增					185	〃	0.357	〃		
96	〃	沈香山	12・上1	同126	官	2.210	沈梅亭				上11	熟	114	〃	7.721	〃	
				130	斗 8升	0.623	曹大增					122	〃	2.970	〃		
97	〃	顧增泉	下1	兄 29	〃	4.574	顧漢文						〃	0.300	〃		
				31	〃	0.550	〃				上16	稷	246	〃	1.070	〃	
98	〃	顧秀峰	上1	同 35	〃	1.677	顧秀峰				下16	稅	36	〃	1.000	〃	
				下1	懷374	民	1.977	〃				136	〃	2.221	〃		
99	〃	顧春泉	上1	氣 12	官	5.427	方敦睦					136	〃	1.360	〃		
				13	〃	5.318	顧漢文				上19	中 北 幾38	民	2.475	〃		
100	〃	顧海和	上1	同 58	〃	2.791	顧海和				下19	勞	8	官	2.454	〃	
				59	〃	1.754	〃					111	〃	7.004	〃		
101	〃	顧四觀	12・下1	懷341	民	2.216	顧四觀					30	〃	0.600	〃		
102	〃	莫鳳岐	〃	333	〃	1.264	莫鳳岐					31	〃	0.808	〃		
103	〃	顧金觀	〃	(第23) 地21	官	3.000	顧金觀				17	勸	31	〃	4.869	顧恒益	
104	〃	顧增宝	上1	同33	〃	2.647	顧漢文				18	孟	20	〃	3.137	〃	
				34	〃	1.913	〃					32	〃	4.560	〃		
105	〃	顧虎觀	上1	43	〃	2.272	顧虎觀				21	南 勃	94	〃	4.002	〃	
106	〃	方苟觀	東13・上 南10	仙332	〃	2.250	皇甫石山					116	〃	5.407	〃		
107	〃	沈紀峯	12・上1	氣218	斗 8升	2.288	沈紀峯				28	厥	331	〃	1.307	顧元吉	
108	〃	錢兆璋	上14・下12	本61	官	3.460	錢兆璋				下14・上26	農	3	〃	2.761	〃	
				17	西務33	〃	2.781	董堯新	115	〃	徐同君	下17・27	潔	232	民	0.235	徐授康
				新238	斗	2.215	閔金大								官	2.413	〃
				下11	東務166	官	5.758	錢兆璋							1并5合	2.075	〃
				41	〃	1.700	〃					純	74	官	2.115	〃	
				111	〃	0.434	〃				下14・6	邈	53	〃	5.183	〃	
				西13・上11	篤102	〃	2.170	〃				3	塞	265	〃	4.197	〃
				103	〃	3.908	〃					481	〃	1.128	〃		
109	〃	李金福	上14・15	愛 82	〃	2.132	李積普				下25	池	53	民	5.552	〃	
		即良法		81	〃	4.898	〃				西18・22	嗣	25	官	1.812	〃	
110	〃	龔洪山	上14・上19	西南 幾116	荒民	1.900	龔洪山				東13・1	東雁	35	〃	1.200	〃	
111	〃	曹文煥	下19	勞184	官	3.055	曹虞堯				12・上9	鬱	111	〃	2.228	〃	

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(一)(川勝)

第 6 表 (その 3)

号	置得年	被置得戸	都・因	坪・垧	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・因	坪・垧	則	面積	細註戸
				100	官	1.910	徐授康			(計官則田 26.627)		43	〃	1.747	楊根
116	〃	皇甫湘蘭	東13.上南 10	仙448	民	0.827	皇甫湘蘭					44	〃	0.661	楊寿
				454	官	0.854	〃					45	〃	0.943	楊根寿
				470	〃	1.295	〃				29	孟154	〃	2.056	邢濟美
117	〃	許永介	下17-16	巾184	〃	2.035	李又蘭					東孟 126	〃	2.530	陸普爵
				174	〃	0.512	許永嘉					128	〃	1.171	〃
				182	〃	2.200	〃					127	〃	1.395	〃
118	〃	顧永発	26	銀 89	民	0.450	顧兆徳				西18-23	觔383	〃	3.209	徐洪升
119	〃	陸玉秀	29	西孟 25	官	1.384	陸玉秀	133	〃	葛侃如	中18-4	觔383	2斗	2.292	葛関適
120	〃	張東高	24	拳 21	〃	1.041	張廷正	7月				327	官	5.805	〃
				23	止微 5升	1.150	〃			(共単6紙)		325	〃	4.188	〃
				27	民	0.868	張廷珍			(計田 26.098)	5	且 58	2斗	4.625	侯登玉
121	〃	鄧進栄 栄徳	中18-6	祀 31	官	2.819	鄧進栄					297	5升	7.188	葛栄礼
122	〃	潘志岳	西18-37	康 29	〃	4.500	潘芝鶴					293	5升	2.000	〃
				15	〃	0.930	〃	134	〃	陸景福	下14-5	雞203	民	4.808	濮玉潤
123	〃	蔣蘭亭 王泉福	下14上9	庭131	〃	2.988	蔣廷貞 王学成	9月				507	〃	2.064	〃
124	〃	徐永齡	下17-33	南接 77	〃	5.000	程四箴					710	〃	1.774	〃
125	〃	周培田	「原単	未来、	贖	去不惡」				(共単41紙)		407	荒民	1.863	〃
126	〃	郁茂徳	東13-13	物618	官	1.463	郁茂徳			(計不等即田 111.018)		406	〃	3.194	〃
				615	〃	0.733	郁九思					579	官	0.527	〃
127	〃	郁金元	〃	506	〃	1.306	郁金元					482	〃	2.720	〃
128	〃	胡松甫 念菊	下14上10	岫 60	〃	3.606	陳協泰					581	〃	1.115	〃
				下10	查286	荒民	6.000	胡和豊				446	民	3.446	〃
				上9	庭130	官	3.267	〃				191	〃	1.447	〃
				下17-25	西燭 17	〃	2.297	〃			西18-19	西燭 507	官	16.091	陸士魁
129	〃	郁又新	東13-13	物726	〃	1.932	郁文新					508	民	2.518	〃
130	〃	鄭進徳	下14下2	字 59	荒官	0.668	陳紹氏					543	官	2.028	陸士昌
					荒民	1.150	陳紹堂					542	〃	0.794	陸長華
					荒官	0.669	〃					538	〃	4.045	陸士昌
					荒官	1.150	陳象山					537	〃	1.500	〃
131	〃	徐同君	下17-24	洞 83	官	4.500	徐授康					536	〃	0.960	〃
132	光緒 23	卜季良	下17-24	拳321	官	4.718	邢濟美					535	〃	0.650	〃
	(丁酉) 5月			47	〃	3.500	〃					332	〃	1.600	〃
				170	〃	1.905	〃					542	〃	1.178	陸塊斗
				170	〃	1.906	〃				18	東 西 149 456	〃	4.972	陸余記
		(共単13紙)	28	弦 43	〃	0.886	楊寿				19	西 19	民	2.658	陸士魁

清末、江南の一租棧における徵稅・小作關係(一)(川勝)

第 6 表 (その 4)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・垧	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・垧	則	面積	細註戸
				(不入地)	155	1.100	陸士魁			(計田 25.723)		122	官	1.051	姚恒森
				540	官	1.028	陸長華					140	"	1.067	"
				540	"	2.205	"				下14・5	雜672	"	0.437	"
				104	"	0.930	王岐再良					673	"	1.413	"
		西18・上20		羅446	官	6.000	陸長華				3	塞40	"	0.707	"
		下20		恐219	"	3.279	史巧炳					43	"	1.864	"
				60	"	4.309	陸懷萬				下17・16	妾70	"	4.514	"
				437	"	1.850	"					71	"	2.486	"
		22		嗣30	"	2.081	"				北19・下8	村前・88	"	1.781	"
				43	"	3.516	"	137	26年 (庚子)	程勺泉 懷清	西18・11	簡	"	7.230	呉榮記
		31		押160	"	1.420	馬景良					142	"	3.945	"
				159	"	1.838	"		桂月			8	"	5.935	"
				175	"	4.749	陸嘉泰 盛記					要423	"	2.900	"
		上36	東 棧	57	民	3.619	陸懷萬			(共単15紙)		117	民	0.875	"
				290	"	1.000	陸培昌			又1紙		250	"	0.897	"
				290	"	4.643	"			(共田 52.024)		251	"	1.144	"
				290	"	0.547	"				18	東 棧	官	4.245	"
				510	荒民	2.000	"					288	荒民	4.795	"
		下14・5		雞339	"	2.952	周余慶 仁記					335	4并拾	2.000	"
135	"	許恒裕	下17・24	洞164	官	1.800	周敦厚					354	官	6.453	"
	10月	(高親廷 呉榮卿)		拳332	"	0.670	"					155	"	2.234	"
				洞77	"	4.000	"					164	"	3.204	"
				45	"	1.541	許余慶				下36	西 棧	民	2.689	"
		(新単11紙)	25	西 棧	5升	1.956	陸稼云						官	0.511	"
		(計田 21.033)		251	5升	0.933	"				東18・12	驢	"	2.967	"
			16	御246	官	0.788	周敦厚	138	"	王永藝	下14・5	雜328	荒民	3.621	王三槐
				247	"	2.638	"	9月	友記			305	荒官	3.194	"
				侍246	"	2.555	"					306	"	1.635	"
			24	洞72	"	1.150	許恒裕			(共単19紙)	下17・2	眠49	官	2.350	李敦普
				94	"	3.012	"			(共田 40.466)	24	拳272	"	2.611	王三槐
136	"	姚恒森	西18・37	康164	官	0.520	姚恒森					242	"	1.516	"
	10月	樓梧	23	船 ⁴⁸ ₅₄	"	3.069	"					"	"	1.535	"
		(嚴逢吉 陸質卿)	上 下	21	棧18	5升	2.862	"				213	1并5	2.468	"
			18	東 棧	369	荒官	1.631					295	官	0.366	李敦普
			中18・6	祀141	官	2.217	"					洞179	荒 ¹ ₉ 并	3.502	王三槐
		[共新単15]		138	"	1.004	"				28	誦150	官	0.965	"

清末、江南の一租棧における徵稅・小作關係(二)(川勝)

第 6 表 (その 5)

号	置得年	被置得戸	都・区	坪・垧	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・区	坪・垧	則	面積	細註戸	
				151	官	1.318 ^畝	王三槐					賞 14	官	2.516 ^畝	吳安吉	
				弦37	〃	1.219					上19	東南 南機	90	〃	3.113	
				89	〃	0.400	虞双福					芳185	〃	4.617	〃	
			29	盃 8	〃	3.703	王悦和				27	中 23	〃	4.180	〃	
			西18・22	嗣197	〃	1.204	王三槐				下14・13	稼 42	〃	1.122	〃	
				187	〃	2.158	〃					99	5升	0.600	〃	
				23	船266	荒官	1.398	〃				99	官	1.585	〃	
			中18・6	祀172	官	5.303	王悦和					64	〃	5.561	〃	
139	〃	許榮泉	下17-29	盃 7	〃	3.758	許大德					13	5 7	2.602	〃	
	9月	自業		8	〃	3.342	又					38	〃	3.606	〃	
140	〃	邢繪文	西18-23	船366	〃	2.739	邢椿順					152	〃	3.733	〃	
	9月		中18・4	嬌 9	2斗	1.500	邢順福記					2 1 3 4	〃	1.413	〃	
			下17-25	東 燭130	官	0.300	陳仁生					1 3 4	〃	2.826	〃	
141	29年	朱見堂	東13-14	多279	〃	0.500	朱見堂					2 1 3 4	〃	1.249	〃	
	8月	[共單7紙]		384	荒官	0.500	〃					2 1 3 4	〃	2.130	〃	
		(計田 4.300)		384	〃	1.000	〃					1 3 4	〃	2.130	〃	
				384	〃	0.500	〃					俣 19	〃	2.130	〃	
				276	官	0.300	王和占				上14	魚119	〃	6.251	〃	
△	〃 10月	林載亨	下17・14	煉114	〃	3.953	林仁德	△	33年 8月	趙家玉 金	東18・35	顯 6	〃	1.202	張佐 龔云記	
△	32年	徐鳳儀	下17-24	拳 53	〃	3.626	徐鳳儀					驟東 北57	〃	2.929	張佐 龔云記	
	3月			315	〃	3.800	〃					(共計單 27紙)	66	〃	1.933	
				29	盃 17	〃	5.397	〃				(田49.420)	22	〃	0.724	
		[共單10紙]		70	官	5.581	〃					熟 7	〃	2.400	〃云記	
		(計田 31.799)	33	南 棧12	〃	3.420	〃				14	驟 23	〃	2.053	〃	
			西18-22	超 56	〃	2.130	徐恒儀					22	〃	0.960	〃	
				57	〃	1.573	〃					驟西 北29	〃	4.449	施 華亭 記	
				87	〃	4.517	〃					驟東 北11	〃	2.432	張佐 龔云記	
				嗣242	〃	1.000	徐蓮儀					驟西 北51	1斗	1.883	〃	
				2	〃	0.755	候安素				13	驟西 南49	官	1.821	〃	
△	〃 4月	潘肇基	上14・上16	稷	〃	3.505	吳安吉					駭 14	〃	1.330	〃	
					〃	4.389	〃					12	驪 22	〃	2.341	〃
		[共單23紙]			〃	1.070	〃					驪北 2	1斗	0.925	王慎思	
		(計田 63.830)			〃	1.600	〃					驪南 5	2斗	0.993	張佐 龔云記	
				134	〃	2.005	〃				中18-7	南 燕165	民	0.458	王慎思	
				史 56	〃	2.091	〃				6	祀105	官	1.400	〃	
				11	〃	2.066	〃				5	嬌 25	〃	2.426	〃	

清末、江南の一租棧における徵稅・小作關係(一)(川勝)

第 6 表 (その 6)

号	置得年	被置得戸	都・図	坪・垧	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・図	坪・垧	則	面積	細註戸
				43	官	1.357 ⁸	王慎思					151	〃	1.650 ⁸	〃
				44	〃	0.925	〃				5	霧208	2斗	4.000	沈濟成
				45	〃	2.235	〃					209	荒民	2.595	〃
				20	〃	0.550	〃				上8	蕪蔗85	官	2.705	林杯玉
			4	7	〃	0.700	〃					85	〃	2.705	〃
				270	〃	2.500	〃					92	〃	1.853	嚴吉寿
				222	〃	3.071	〃					87	官	3.500	林杯玉
				132	〃	0.508	〃					財賦15	〃	0.200	李本図
				63	〃	4.915	〃					15	〃	3.300	林杯玉
△	光33	顧季和	東18・16	敷186	〃	0.400	顧同豊					趙為17	民	1.500	陳世美
				456	〃	1.856	〃					85	官	4.150	陸三余
		[共単98紙]		457	〃	1.279	〃					100 120	〃	1.598	龔鶴寿
		(共田 212.931)		457	〃	1.278	〃				下14・3	塞108	〃	2.999	張信義
				502	民	3.163	〃					109	荒民	1.731	〃
				503	〃	2.882	〃					122	官	2.000	〃
			北17	北審30	官	4.296	張佐義 仁記					209	〃	0.754	〃
				43	〃	1.700	〃					210	荒官	4.046	〃
				166	〃	1.076	〃				7	碓121	官	2.686	徐豫豊
				354	〃	3.854	〃					125	〃	5.190	徐叢桂
				355	〃	4.500	〃					石385	荒官	0.910	徐 琳
			西18・上20	羅176	〃	3.490	徐恒豊					386	荒官	1.813	〃
				317	〃	3.220	尤松坡					387	荒民	5.001	徐叢桂
				328	〃	1.335	徐恒豊				上10	載	官	1.300	倪藝香
			下36	西饒131	〃	3.073	顧祿寿					48	民	2.107	唐甸山
				132	〃	3.242	〃					冥156	荒1斗	3.273	陸朗為
				134	〃	1.944	〃					156	荒1斗	3.273	〃
				147	〃	4.000	〃				下10	杏172	荒民	1.251	徐豫豊
				?	〃	1.977	〃					180	民	1.400	義記
			中18・5	且106	〃	5.873	徐恒豊					×231	荒官	4.015	〃
				107	〃	1.900	〃					236	〃	1.323	〃
			北19・4	金 40	〃	0.235	嚴吉寿					236	〃	1.323	〃
				40	〃	0.535	〃					358	民	2.352	〃
				56	〃	0.600	〃					396	〃	3.186	陸朗為
				119	〃	4.272	〃				13	款 9	〃	2.400	唐甸山
				147	〃	0.250	〃				上14	藝 64	官	0.458	〃
				150	〃	1.000	〃					65	〃	1.642	〃

清末、江南の一租棧における徵稅・小作關係(一)(川勝)

第 6 表 (その7)

号	置得年	被置得戸	都・国	坪・畝	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・国	坪・畝	則	面積	細註戸	
			下14	直111	〃	2.426	〃		2月			9	〃	1.000	願食徳	
				111	〃	2.576	〃					174	荒民	1.800	願麟祥	
				112	〃	0.962	〃					67	官	0.530	韓瑞記	
				114	〃	0.940	〃					68	〃	0.700	〃	
				132	〃	0.611	〃					109	〃	2.704	願食徳	
				135	〃	2.880	〃					65	〃	0.750	徐鳳儀	
				144	〃	0.749	〃					西樞31	〃	0.700	願仁寿	
				145	〃	2.451	〃					60	〃	0.560	韓瑞記	
				189	〃	0.500	〃					30	〃	2.250	願仁寿	
				192	〃	1.184	〃					31	〃	1.350	〃	
				217	民	0.500	〃				4	田227	荒民	2.214	嚴振徳	
				253	官	0.500	〃					287	〃	1.428	〃	
				255	〃	1.890	〃					西13・1	禹66	官	4.778	徐察儀
			23	西城29	〃	2.524	張信義					州	〃	1.500	〃	
				30	〃	1.500	張長豊				4	形337	〃	0.230	願仁福	
				東城35	官	1.777	張信義					117	〃	1.800	〃	
				昆40	民	2.500	〃					117	〃	1.800	〃	
				40	〃	1.250	〃					337	〃	0.600	〃	
				201	荒民	1.704	〃					337	〃	0.410	〃	
				201	〃	0.153	〃					337	〃	0.710	〃	
				242	民	2.744	〃					337	〃	0.510	〃	
			下25	池56	官	1.423	張長豊					337	〃	0.450	〃	
			下17・1	壺184	〃	2.161	張尚志					336	〃	0.115	〃	
				185	〃	2.700	王悦和理					336	〃	0.110	〃	
				193	〃	3.545	張孝友					337	官	0.800	〃	
			24	拳	〃	2.296	願同登					337	〃	1.238	〃	
				180	〃	4.613	〃					337	〃	0.640	〃	
				302	〃	1.317	〃					337	〃	0.230	〃	
				342	〃	1.300	〃					372	〃	2.900	〃	
			×25	西樞46	1斗	1.315	呉鳴盛					433	〃	1.900	〃	
				×91	荒民	1.239	〃					445	〃	1.800	〃	
			27	潔56	1斗	3.400	俞崇礼					557	〃	0.750	〃	
				58	1斗	0.600	〃				5	更号92	〃	3.750	徐震豊	
				419	官	3.265	徐恒豊					更号72	荒民	3.000	潘玗甫	
				28	弦27	〃	2.000	楊根観				更号97	民	2.270	潘湘坡	
△	光34	願季和	東13・1	亭53	〃	1.260	願麟祥					99	〃	3.960	〃	

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(一)(川勝)

第 6 表 (その 8)

号	置得年	被置得戸	部・図	坪・坪	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	部・図	坪・坪	則	面積	細註戸	
				69	〃	0.300 ^原	張敦豊					殿 42	〃	0.600 ^原	張敦豊 福記	
				54	〃	0.400	〃					91	〃	0.500	〃	
				69	〃	1.000	〃					纒 44	〃	3.469	願存祭	
				更 ^少 号48	荒民	1.500	〃				16	超104	〃	2.400	願仁福	
				更 ^錢 号107	官	0.973	〃					106	〃	1.650	〃	
				108	〃	2.032	〃					114	〃	1.800	〃	
				142	〃	0.886	〃					121	〃	2.210	〃	
				150	荒民	0.507	〃					296	〃	1.500	〃	
				22	官	0.700	〃					296	〃	1.720	〃	
				80	〃	1.146	〃 禄記					296	〃	0.150	〃	
				105	〃	1.275	〃					303	〃	0.900	〃	
				150	〃	1.155	〃					313	〃	2.140	〃	
				更 ^張 号107	荒官	0.580	〃 寿記					501	〃	1.180	〃	
				更 ^江 号22	官	0.300	〃 福記	△	光28 5月	蔣寅生	元邑 西22・26	嫡166	官	6.416	陳珍記	
				更 ^牛 号114	荒民	2.000	〃					298	〃	1.580	〃	
				123	175給	2.632	〃					[共單47紙]	320	〃	1.500	〃
				更 ^張 号68	民	0.653	徐震豊			(計田 114.957)		262	〃	3.000	〃	
				69	官	0.643	〃					340	〃	3.140	〃	
				71	〃	2.430	〃					368	〃	1.104	〃	
				143	民	1.211	張敦豊					381	〃	3.238	〃	
				148	5升	0.800	福記					49	〃	2.888	〃	
				148	5升	0.800	〃 寿記				25	馨 36	〃	2.674	汪質厚	
				148	5升	0.800	〃 禄記				11	終 16	〃	2.588	湯悦来	
				143	民	0.606	〃				東 夙	〃	3.586	汪春陝		
				143	民	0.605	〃 寿記				10	似183	〃	1.690	汪蘭風	
				159	民	3.100	潘永稔					143	〃	2.285	〃	
				7	盟	官	1.500	宋有恒				144	〃	2.732	〃	
				13	啓 14	〃	1.900	願仁福				182	〃	2.189	〃	
				14	〃	0.950	〃				8	宝226	〃	0.227	汪梅月	
				21	〃	1.100	〃					86	〃	2.346	〃	
				69	〃	0.720	〃					68	〃	1.500	〃	
				88	〃	0.900	〃					205	〃	2.384	〃	
				127	〃	0.200	〃				4	王 非	〃	0.400	汪一經	
				甲 26	官	0.400	張敦豊 福記					3	事 12 24 27	〃	5.700	湯悦来
				14	瑟284	〃	4.014	願存祭				100	〃	1.498	〃	
				上15	殺 72	〃	4.200	願仁福								

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係 (一) (川勝)

第 6 表 (その9)

号	置得年	被置得戸	部・図	坪・垧	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	部・図	坪・垧	則	面積	細註戸
				100	〃	0.750 ^原	〃					〃	〃	1.280 ^原	〃
				100	〃	0.749	〃					43	〃	1.901	〃
				25	〃	2.600	〃					44	〃	1.983	〃
				111	〃	5.073	〃				15	霄 28	〃	3.967	〃
				99	〃	2.550	〃	△	光33 9月	沈子壽	元邑 上17・5	凌	〃	1.158	蔣崇礼
				力 15	〃	0.311	胡樹碧 仁記						〃	3.300	〃
				22	〃	2.058	〃			(共計單 20紙)			〃	2.725	〃
				24	官	3.588	〃			(H53.597)			〃	0.350	〃
			2	壁 73	〃	0.196	汪亦政					摩	〃	4.000	沈敦説
				56	〃	1.848	〃						〃	4.439	〃
				52	〃	1.601	〃						〃	1.850	〃
				62	〃	4.207	〃						〃	1.200	〃
				94	〃	0.449	〃				6	寓	〃	3.000	〃
				100	〃	4.497	〃						〃	3.200	〃
				43	〃	5.482	〃						〃	2.112	〃
				54	〃	2.883	〃						〃	1.302	〃
				58	〃	2.185	〃						〃	4.026	〃
				36	〃	2.275	〃						官	1.135	〃
				64	〃	1.699	〃						〃	2.212	〃
				46	〃	0.700	〃						〃	5.160	〃
				51	〃	2.103	〃						〃	3.500	〃
				是426	〃	1.978	陳珍記						〃	2.216	〃
				425	〃	1.925	〃						〃	2.112	〃
				424	〃	5.810	〃						〃	4.600	〃
			1	慶 26	〃	2.775	汪水部	1	光10 (甲申)	張再亭	東13・下南 10	丙 27	官	2.470	張再亭
△	光32 4月	潘肇基	元邑 上17・5	緯 47 50	官	2.044	吳安吉	2	〃	朱養素	西13・上15	驅 70	〃	2.110	潘樹澎
				〃 47 50	〃	2.044	〃	3	〃	尤凝績	西13・3	軍147	〃	1.600	尤凝績 協記
		(共單14紙)		12	宰 25	2.412	〃				4	邢379	〃	1.700	魏金大
		(計田 26.933)		充 39	〃	1.086	〃				上6	煩527	〃	1.808	尤凝績 協記
				40	〃	1.668	〃	4	〃	尤殷氏	西13・1	九 80	〃	1.991	尤凝聚
				41	〃	1.343	〃			金子金宝	4	形 60	〃	1.000	〃
				198	〃	3.365	〃					(邢)369	〃	1.000	〃
				117 131 132	〃	1.280	〃	5	〃	范近山	西13・1	九 25	〃	2.200	范忠義
				〃	〃	1.280	〃				上6	煩459	〃	2.000	〃
				〃	〃	1.280	〃					432	〃	1.800	〃
				〃	〃	1.280	〃				上15	驅 74	〃	1.500	〃

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(一)(川勝)

第 6 表 (その10)

号	置得年	被置得戸	都・園	圩・坵	則	面積	細註戸	号	置得年	被置得戸	都・園	圩・坵	則	面積	細註戸	
				83	官	1.800 ^畝	范忠義						118	官	2.214 ^畝	陸栄江
6	〃	朱錦福	下14・13	俵 78	〃	3.336	朱厚徳					物945	荒民	0.650	嚴竹豊	
7	〃	柳徳山	下14・上14	魚105	〃	2.109	柳鳳来					932	荒官	0.400	〃	
		錢士達	下14	直359	〃	1.000	沈啓宗					934	〃	1.500	嚴毛氏	
					〃	0.250	陸堯明				西13・1	九 29	官	1.700	范敦義	
8	〃	虞孝根	下14・上25	碓304	荒官	2.200	虞希賢					48	〃	3.750	〃	
					〃	0.750	侯協豊					34	〃	1.300	〃	
				368	〃	0.600	周瑞雲					92	〃	0.900	〃	
				368	官	1.212	〃					59	〃	2.310	〃	
9	光11 (乙酉)	陸香泉	西13・上15	殿 43	〃	1.600	陸錦秀					90	〃	0.560	〃	
	10月				〃	0.310	〃					102 58	〃	2.400	〃	
10	光24 9月	郁大炳	半19齊1	遺	〃	1.000	沈敬修					3 軍154	〃	1.122	陸裕豊	
			齊2	桐 50	〃	0.928	顧慎修				上6	煩	〃	0.925	范敦義	
		(計新墾6畝)		51	〃	0.681	〃				下6	韓 84	〃	0.500	栄道義	
		(計田 5.014)			〃	0.700	顧慎利				7	遺	〃	1.000	陸慎静	
					〃	0.700	〃									
					〃	1.005	顧務本									
11	光24 9月	蔣世仲	下14・3	塞299	〃	2.878	侯徳豊									
			下17・2	眠213	〃	3.175	蔣世徳風									
			3	争 32	〃	3.674	〃									
			26	銀320	〃	2.600	沈燿奎									
			28	南 燕 26	〃	2.215	蔣世徳風									
			中18・5	祭 50	〃	3.033	邢濟美									
				漬 52	〃	2.540	鄧厚基									
				49	〃	1.574	〃									
				48	〃	2.827	〃									
			西18・19	西 片 342	官	0.910	侯徳豊 泰記									
				523	民	1.100	〃									
				下21	48 周 幸 50 51	官	0.400	施仁堂								
				顧 汀 37	荒民	1.600	金 嘉 梅 圓 枝									
			下36	西 條 486	官	1.627	顧歆記									
				483	民	0.530	〃									
				485	〃	0.146	〃									
				482	〃	0.187	〃									
			東13・1	亭 60	官	2.200	張前豊									

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(一)(川勝)

数字である。この体裁からすぐ気がつくのは、この簿冊は村松氏が紹介した史料7無表題土地台帳(同治呉県都図)と類似した土地置買に関する簿冊だということになる。ただし、第一冊冒頭は第六十七号で始まり、第三冊八十六葉Bの百十一号で終わっている。そしてまだ記事が続き、それは光緒三十四年二月までの土地置得を記す。さらに第四冊半ば以降、再び第元号から第十一号を挙げる。右の内、光緒甲申(十年)の置得が六五例と過半を占める。この(八)「長邑経号田单底冊」は、光緒年間における馮林一の土地集積を示すものとして貴重な史料である。従つて、その内容を表化して一覽にしておく意義は十分にあると考えられる(第6表)。ここで、細註戸名が何であるか問題であるが、それが被置得戸名と一致するのは、六七号李洪山・洪興、七二号秦大宝、七三号呉鑑山、七七号李云飛、七八号許鳳江、八一号薛福觀、八二号胡耕山、八四号孫云階、八五号朱克賢、八八号李雲山、八九号莫士德、九一号陳虎觀、九八号顧秀峰、百号顧海和、一〇一号顧四觀、一〇二号莫鳳岐、一〇三号顧金觀、一〇五号顧虎觀、一〇七号沈紀峯、一〇八号錢兆璋、一一〇号俞洪山、一一三号楊大祥、一一四号顧元吉、一一六号皇甫湘蘭、一一九号陸玉秀、一二二号鄧進榮、一二六号郁茂德、一二七号郁金元、一二九号郁又新とかなりの数に上つているので、細註戸名が被置得戸||原戸であることの可能性が強い。両者の一致をみないものは、「原戸」名義が何かの理由で他に譲渡されていると考えてよいと思う。一三二号以下のものは被置得戸一戸が数戸に分割されて註記されているようである。なお、(八)「経号田单底冊」には業戸||糧戸名は一切登場していないが、後に同一地片を記載する他の簿冊との付き合せによつて、その業戸には「呉経鋤」は全く関係のないことが知られる。だから、経号の経は呉経鋤の経ではないことが判明する。ついでに言えば忠号、貽号は、先掲第5表の(Ⅱ)欄に「呉守倫忠(記)」「呉守倫貽(記)」とあるものに相違なく、これは「田单冊」によれば光緒十年に他の業戸、例えば呉裕仁らに移つたものである。以上については後に考証するとしても、いずれにしても、「長邑経号田单底冊」は租棧による土地置得を物語る簿冊であるが、その実際は、やはり「田单」||「易知由单」を取得することにより、それを集積した原簿、基本台帳ということでは言えるのである。この史料の

第一百另二号に、

此単共一畝六分六厘四毛 内佃自攻四分、要折單。

とか、第二百二十五号に、

原單未來、贖去不憑。

とあるように、土地の置得収積はあくまで単によっていることに注意しておくべきである。

〔九〕「長邑小租簿」

一八・四×一九・八纏の簿冊で、長洲県東六下北五図から、北十九都下八図に至る各地片の佃作関係の佃戸名、面積、入米額、力米額、それと各地片の都図、圩名、坵数、土名を挙げてゐる。その体裁は次に示す通りである。

字元号東六都下北五図 官田十七畝九分九厘三毛 催

佃顧阿盧 入米十七石 斗 升六合 力一斗二升

物圩土名

坵

字二号 都 田四畝一分 厘 毛 催

佃周阿毛 入米四石 斗一升八合 力一斗六升四

意圩土名

卅七 坵 一畝九分六厘
四十六 二畝一分八毛 畝八厘六厘

字三。都。田。九。畝。三。分。厘。毛。催

佃顧阿狗

入米。九石。三斗。三升。八合。力。三斗。七升。二

操。圩。土。名。善。古。浜。

しかし、通常の「租簿」や「佃冊」と異なるのは小作料支払の結果が全く何も示されていない点であろう。なお、一都一図より東六都下北五図以前のほかに、随所に欠落があるようで完本とは言い難い。それが「小租簿」の名の由来かも知れない。これはどうも「佃冊」「租簿」のある種の原簿である可能性が強い。ただし、この簿冊の性格は他の簿冊との対比を行わないかぎり知りようがない。

二、史料・簿冊間の相互関連

1、

村松裕次氏が紹介された、東洋文庫所蔵史料4「長邑出由婦図冊」の内表紙に「経・忠・貽三号全」とあり、馮林一棧関係地の呉姓業戸所有地は、経号・忠号・貽号（さらに仁号・義号等）に分類されて租棧管理の下に置かれていたことが確認された。忠号は呉忠記、貽号は呉貽記とされるが、この名義は、九大所蔵簿冊の(五)(六)(七)等でも確認される。それでは、かかる経・忠・貽三号はいつ、どのような過程を経て成立したものであろうか。それを知るためには、史料(六)「長邑各都図漕米總冊」の(四)の部分の各都図地片の業戸名と史料(七)「長邑各都図無間田單冊」のそれとを対照比較する必要がある。そのために作成したのが次の第7表である。

表中、業戸(A)は史料(六)の業戸名、(B)は史料(七)の業戸名である。これから史料(六)の業戸呉守倫はすべて業戸呉裕仁・呉敦礼・呉婦耕に移っており、忠字が付けられている。なお、従来(A)で呉忠記とされていたものの原報は、辰の歳で

第 7 表

都・団	地片	則	面積畝	業戸(A)	原報	業戸(B)	都・団	地片	則	面積畝	業戸(A)	原報	業戸(B)
1・1	2	官	8.027	呉守倫忠	申32	呉裕仁	2・13	11	官 ^{1斗1升}	22.819	呉貽記	卯15	呉貽記
1・2	2	"	19.531	"	申33	"	2・16	8	官・民下地	13.249 (2.262)	呉貽記	卯15 (申33)	呉貽記 (呉裕仁)
"	1	"	1.500	呉忠記	辰45	呉忠記	"	1	官	8.948	呉忠記	辰45	呉忠記
1・3	1	"	3.542	呉守倫忠	申33	呉裕仁	2・17	1	"	11.429	呉貽記	卯15	呉貽記
"	4	"	18.752	呉貽記	卯15	呉貽記	2・18	1	"	5.055		辰45	呉忠記
"	1	"	6.281	呉守倫貽	申33	呉敦礼	2・19	1	"	20.828 (5.441)	呉守倫	申33 (辰45)	呉敦礼 (呉忠記)
1・4	2	"	21.593	呉守倫忠	申33	呉裕仁	2・20	1	"	5.905	呉貽記	卯15	呉貽記
"	2	"	17.167	呉守倫貽	申33	呉敦礼	"	1	"	70.229	呉忠記	辰45	呉忠記
1・5	1	"	11.520	呉守倫忠	申33	呉裕仁	東6・上2	2	"	37.047	呉貽記	卯15	呉貽記
"	1	"	12.515	呉守倫貽	申33	呉敦礼	東6・下北2	1	"	21.507	呉忠記	辰45	呉忠記
1・6	3	"	15.791	呉守倫忠	申33	呉裕仁	東6・上17	1	"	7.846	呉貽記	卯15	呉貽記
1・7	2	"	14.587	"	申33	"	東6・下17	1	"	34.971	"	卯15	"
1・8	1	"	8.627	"	申33	"	7・2	1	"	4.921		辰45	呉忠記
"	1	"	3.325	呉貽記	卯15	呉貽記	7・3	1	"	21.560	呉忠記	辰45	"
1・9	1	二斗	5.006	呉守倫忠		呉裕仁	7・上11	1	"	17.066	呉守倫忠	申33	呉敦礼
"	1	官	3.794	呉忠記	辰45	呉忠記	7・下11	1	"	7.184	"		"
1・10	4	"	22.393	呉守倫忠	申33	呉裕仁	8・1	1	"	4.006	呉忠記	辰45	呉忠記
1・上11	1	"	4.844	"	申33	"	8・上3	1	"	4.212		辰45	"
"	1	"	3.720	呉貽記	卯15	呉貽記	8・4	1	"	20.479		辰45	"
1・下11	1	"	14.235	呉守倫忠	申33	呉裕仁	8・上7	1	"	9.001	呉忠記	辰45	"
1・12	1	"	6.173	"	申33	呉敦礼	8・13	1	"	21.470	呉貽記	—	—
"	3	"	26.707	呉貽記	卯15	呉貽記	8・上14	1	"	4.035	"	卯15	呉貽記
1・17	1	"	1.300	"	卯15	"	8・上15	2	"	4.544 (1.198)	呉守倫忠	申33 (申32)	呉敦礼 呉婦耕
1・18	1	"	2.890	呉守倫忠	申33	呉敦礼	8・上17	1	"	14.658	呉貽記	卯15	呉貽記
"	6	"	18.544 (3.800)	呉貽記	卯15 (申33)	呉貽記 呉婦耕	8・下17	1	"	5.913	"	卯15	"
1・19	1	"	1.148	呉守倫忠	申33	呉敦礼	8・22	2	"	10.053	呉守倫忠	申33	呉敦礼
"	2	"	5.483	呉貽記	卯15	呉貽記	9・1	1	"	2.660	"	申33	"
1・20	1	"	1.588	"	卯15	"	9・上15	1	"	6.540		辰45	呉忠記
1・21	1	"	6.406	呉守倫忠	申33	呉敦礼	9・下15	1	"	1.900		辰45	"
1・22	2	"	23.157	"	申33	"	9・21	1	民	1.000	呉忠記	辰45	"
"	2	"	4.785	呉貽記	卯15	呉貽記	9・34	1	官	2.061		辰45	"
2・1	2	"	16.657	呉守倫忠	申33	呉敦礼	11・4	1	"	12.425		辰45	"
2・上5	2	"	8.906	呉貽記	卯15	呉貽記	11・5	1	"	6.681		辰45	"
"	2	"	7.185	呉忠記	辰45	呉忠記	11・下8	1	"	13.189	呉忠記	辰45	"
2・下5	1	"	3.328	呉貽記	卯15	呉貽記	11・11	1	"	4.400		辰45	"
2・6	1	"	3.043	"	卯15	"	12・2	1	"	4.600	呉忠記	辰45	"
2・11	2	"	6.889	呉守倫	申33	呉敦礼	12・4	1	"	5.434		辰45	"
2・12	1	"	1.600	"	辰45	呉忠記							

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(二)(川勝)

あるが、これはすべて(B)でもそのまま呉忠記となっている。ということは、呉守倫から呉裕仁等に移ったのが申の年であり、多分、申より辰が先年にあつて、申の年に従来の呉忠記と呉裕仁等の所有地が併つて忠号とされたことを予想させる。なお、呉貽記と業戸名があつたもの(その原報は卯の年)は(B)の業戸名でもそのまま、これが貽号になるのであることが窺える。

第7表原報欄の卯・辰・申とは何年であろうか。この答えは、史料(七)の『長邑各都図無閩田單冊』と史料(八)の『長邑経号田單冊』のつき合せによつて得られる。史料(七)の原報に申とあるものをすべて抜き出して、史料(八)と対照させたものが、第8表である。これから申とは甲申つまり光緒一〇年(一八八四)であつて、第8表に並べられた各都図・各地片はすべて経号に属する馮林一棧関係地であることが知られる。その業戸名は、実は史料(八)の『長邑経号田單冊』では不明であつたが、史料(七)から、呉存信・呉養真・呉崇儉・呉守拙・呉抱樸であるとわかる。なお、史料(八)は完本でなく、脱落のあることは先述したが、ここでも、東十三都図一図、東十八都図十二図、同十三図、半十九都齊二図などに照応しない(X印)のものがみられる。ただし、最後の半十九都齊二図の呉裕仁名義分が経号に入つていたか、といへば、忠号の可能性が強く、除外すべきかも知れない。となれば、史料(八)の経号関係地の記載脱落は少なく、というよりほとんど脱落は無いといつた方がよく、史料(八)が完本である可能性も強い。以上から、申は光緒十年、辰は同六年、卯は同五年と一応考えられる。

第8表からは別の事実が確認される。それは、史料(七)等に「原戸」とあつたものの性格にかかわるが、史料(八)の被置得戸並び、各地片面積の下に註記される戸名等との対応によつて、「原戸」が必ずしも、呉姓業戸馮林一租棧へ直接土地を買却したものと限らないことがわかる。一致するものもかなりの数に上るが、同姓内別人やまた数戸に分割される場合のあつたこと、異姓にさえ変つたものもあることなどもわかる。

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(二)(川勝)

第8表(その1)

(史料E) 民名各戸別開田申用					(史料A) 民名各戸別開田申用					(史料E) 民名各戸別開田申用					(史料A) 民名各戸別開田申用									
郡・田	期	面積	墾戸	原戸	原額	号	交付年	徴収得戸	期	面積	額得戸	郡・田	期	面積	墾戸	原戸	原額	号	交付年	徴収得戸	期	面積	額得戸	
第6-7-25	官	9,259	呉存信	船復新	申33	93	光10	蔣霖記	官	2,308	呉存信													
								即秋田		3,599														
7-2		3,597		蔣霖記		93				3,308														
										0,850														
11-4		5,809		陳清芬		94		張春禧		1,800														
										1,800														
11-8		7,798		蔣霖記		93		蔣霖記		3,113														
										4,685														
12-11		2,833	呉寶良	沈梅亭	申31	95		沈春山		2,210														
										0,623														
										1,677														
										5,427														
										5,318														
										2,791														
										1,754														
										2,647														
										1,913														
										2,272														
										2,288														
12-71	官	5,124	呉寶良	顧浩文	申30	97		顧仰泉	官	4,574														
										0,550														
										3,000														
										1,954														
										1,977														
										2,216														
12-2	官	5,574	呉存信	陳清芬		94		張春禧	官	1,218														
										4,356														
										5,639														
12-3		24,171		蔣霖記	申33	93		蔣霖記		4,398														
										4,882														
										3,024														
										2,532														

第9表(その1)

				史料(A) 区区籍号田出帳簿				史料(B) 区区籍号西田出帳簿				史料(C) 区区籍号西田出帳簿									
郡・区	村・庄	上名	区区籍号	面積	地積	地積	地積	面積	農 戸	原 戸	区区籍号	下田出帳簿	積 米	斗数	佃 戸	面積	人 米	力 米	積斗	註	
東京府	下尾	築 50	93	2,386	新築地	新築地	新築地	542	9.67	農地	農地	長45	0.572	960.58	1	堀川	17,006	0.626	0.980	物	
																					3,599
		53		3,308	田中田			11,633					0.674	0.624	3	堀川	9,300	9,338	0.372	1,044	積斗 31
		54		3,308	田中田										3	堀川	9,300	9,338	0.372	1,044	積斗 31
		7-2	15	新築地	新築地	新築地	230	3,397	農地	新築地	申33				7	堀川	0.950	1.028	0.038	1.122	積斗 150
		積 25	新築地	2,747											8	堀川	2,747	2,894	0.110	1,094	積斗 150
															6	王宅和	0.250	0.010	1.040		
															5	堀川	1,110	1,110	0.044	1,040	積斗 221
															4	堀川	3,700	3,816	0.148	1,071	
															9	堀川	7,800	7,600	0.300	1,033	内 1
															11	堀川	0.425	0.504	0.017	1.225	内 3
															13	堀川	3,382	2,940	0.135	0.996	積 3
															14	堀川	3,073	3,125	0.123	1.056	
															10	王御殿	2,700	2,735	0.108	1,000	内 39
															12	海町	3,480	3,470	0.139	1,037	柱 3
															15	李住宅	5,792	5,940	0.232	1,065	元
															16	堀川	6,533	6,734	0.285	1,055	・
															17	堀川	1,800	1,814	0.072		積斗 8
															18	王宅	4,000	4,269	0.160	1,107	積斗 22
11-4		存行瀬																			
		築 54	官	1,800	新築地	新築地	2126	5,800	農地	新築地	申30				15	李住宅	5,792	5,940	0.232	1,065	元
				1,800											16	堀川	6,533	6,734	0.285	1,055	・
				2,200											17	堀川	1,800	1,814	0.072		積斗 8
11-5															18	王宅	4,000	4,269	0.160	1,107	積斗 22
		19	田代堀	官	3,113	新築地	新築地	230	7,738	農地	新築地	申33			19	二葉	4,483	4,567	0.179	1,038	堀川
		20		4,685											20	堀川	2,198	2,305	0.088	1,088	堀川
															21	金屋	8,980	8,811	0.359	1,021	積斗 113
11-7,8		涌馬河													22	堀川	3,367	3,766	0.135	1,138	堀川
															23	堀川	2,901	3,142	0.116	1,123	堀川
															24	堀川	4,000	4,402	0.160	1,140	6,323
															25	堀川	2,921	3,215	0.117	1,140	
															26	堀川	4,400	4,562	0.576	1,167	積 3
11-11		中橋																			

清末、江南の一租棧における徵稅・小作關係 (一) (川勝)

第 9 表 (続2)

12-11	同	126	北棚	96	官	2, 210	沈青山	沈梅亭	〃	官	2, 833	呉興峯	沈梅亭	申31	〃	0. 307	31	沈梅亭	2, 833	2, 975	0. 113	1, 060	〇180/25
		130		〃	〃	0, 623																	〇67/20
		35	〃	98	〃	1, 677	顧秀峰	顧秀峰		〃	1, 877	〃	顧秀峰	申30	〃	0. 097	28	顧興泉	1, 677	1, 761	0. 067	1, 090	〇
		資12	〃	99	〃	5, 427	顧存泉	方敦睦	796	〃	10, 745	呉梅倫	顧漢文	〃	〃	0. 622	32	顧存泉	10, 745	11, 283	0. 430	1, 090	〇
		13	〃	〃	〃	5, 318	〃	顧漢文	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		同58	北棚	100	官	2, 791	顧梅相	顧梅相	〃	官	4, 345	呉梅倫	顧梅相	申30	〃	0. 263	30	顧梅相	4, 454	4, 773	0. 182	1, 112	〇
		39	〃	〃	〃	1, 754	〃	顧漢文	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	顧阿銀	〃	〃	〃	〃	〃
		同33	〃	104	官	2, 647	顧阿宝	顧漢文	〃	官	4, 560	呉梅倫	顧漢文	〃	〃	0. 264	27	顧尚尚	4, 560	4, 560	0. 182	1, 040	〇
		34	〃	〃	〃	1, 913	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		同43	〃	105	官	2, 272	顧順親	顧順親	〃	官	2, 372	呉梅倫	顧順親	〃	〃	0. 132	29	顧順親	2, 372	2, 272	0. 091	1, 040	〇
		資218	〃	107	官	2, 288	沈紀業	沈紀業	〃	官	2, 288	沈紀業	申31	〃	〃	0. 073	33	沈梅泉	2, 288	2, 174	0. 092	0. 990	〇
		12-11	兌	29	〃	4, 574	顧阿泉	顧漢文	〃	官	5, 124	呉梅倫	顧漢文	申30	〃	0. 297	37	顧金銀	5, 124	5, 124	0. 205	1, 040	〇
		31	〃	〃	〃	0, 550	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	沈蔭壽山	〃	〃	〃	〃	〃
		資374	〃	98	民	1, 977	顧秀峰	顧秀峰	〃	民	1, 977	〃	顧秀峰	〃	〃	0. 090	36	顧阿峰	1, 977	1, 878	0. 079	0. 990	〇
		資341	〃	101	〃	2, 211	顧四親	顧四親	〃	〃	2, 316	呉梅倫	顧四親	〃	〃	0. 101	35	顧四親	2, 216	2, 216	0. 089	1, 040	〇
		資333	〃	102	〃	1, 264	吳國峯	吳國峯	〃	〃	1, 264	〃	吳國峯	〃	〃	0. 058	34	吳國峯	1, 264	1, 264	0. 051	1, 040	〇
		(資21)	第	23	官	3, 000	顧金銀	顧金銀	〃	官	3, 000	〃	顧金仁	〃	〃	0. 297	38	顧金銀	3, 000	3, 000	0. 120	1, 040	〇
		12-2																					
		(資)28	資	94	官	1, 128	張仲謙	陳清芬	2128	〃	5, 374	呉梅倫	陳清芬	申30	〃	0. 323	40	張仲謙	4, 300	4, 235	0. 168	1, 048	〇
		(資)6		〃	〃	4, 356	〃	〃	〃	〃	4, 690	呉梅倫	陳安仁	〃	〃	0. 498	40	沈蔭慶	4, 300	4, 235	0. 168	1, 048	〇
		12-3	資	93	〃	5, 659	潘禮記	潘禮記	313	官	24, 171	呉梅倫	潘禮記	申33	〃	2. 618	47	吳金電	3, 773	3, 842	0. 151	1, 058	〇
		(資)99		〃	〃	4, 398	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	46	張何多	1, 886	1, 921	0. 076	1, 059	〇
		(資)100		〃	〃	4, 842	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	47	吳金電	3, 773	3, 842	0. 151	1, 058	〇
		(資)102		〃	〃	3, 024	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	45	呉金三	4, 842	5, 297	0. 194	1, 128	〇
		(資)65		〃	〃	5, 369	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	43	呉金茂	8, 393	8, 790	0. 386	1, 086	〇
		〃(57)		〃	〃	0, 879	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	42	呉小泉	0, 879	1, 022	0. 035	1, 203	〇
			資	7	〃					官	10, 427	沈梅倫	潘良臣	499	〃	0. 604	48	沈梅倫	7, 427	7, 986	0. 297	1, 113	〇
																	40	阿阿全	3, 000	3, 070	0. 120	1, 063	〇
		12-4								官	5, 453	呉梅倫	陳安治	長46	〃	0. 316	50	阿金	6, 000	5, 757	0. 242	0. 990	〇
																			(5, 453)	〃	0, 697		

清末、江南の一租棧における徴税・小作関係(二)(川勝)

第9表(その1)

12-19	原(89)	河村雄	93	1.034	青根雄	青根雄	41畝	1.206	代賃目	青根雄	中33	0.251	72	藤三三	1.034	1.047	0.041	1.052	○
〃	〃	〃	〃	1.034	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.611							
〃	170	〃	民	1.484	〃	〃	230 民	6.108	〃	〃	〃								
〃	178	〃	〃	2.394	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃								
〃	188	〃	〃	0.780	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃								
〃	195	〃	〃	1.470	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃								
〃	〃	〃	94 官	5.283	張清峰	陳清芬	2128 官	5.283	〃	陳清芬	中30	0.360	0.288						
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.572							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1.377	73	李阿龍	7.626	8.184	0.305	1.113	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1.320	74	陳阿定	5.156	5.584	0.206	1.123	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	0.710	75	陳三和	0.347	0.384	0.014	1.147	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		76	陳立文	0.347	0.384	0.014	1.147	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		77	陳阿定	3.247	3.580	0.130	1.145	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		78	李阿和	0.220	0.242	0.009	1.144	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		79	李阿根	1.308	1.430	0.052	1.133	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		80	李樹全	1.333	2.115	0.077	1.134	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		81	李三才	3.623	3.889	0.145	1.113	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		82	傅正興	8.050	6.746	0.324	0.873	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		83	任不文	5.750	5.071	0.230	0.822	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		84	任不文	5.750	5.071	0.230	0.822	明17
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		85	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		86	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		87	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		88	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		89	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		90	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		91	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		92	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		93	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		94	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		95	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		96	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		97	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		98	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		99	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃		100	徐少亭	1.287	1.326	0.021	1.070	○

史料(七)・(八)の対照にさらに史料(九)の『長邑小租簿』の記事対照表を作成すれば、長洲県馮林一棧関係地の徴税—小作関係が文書簿冊の上で確認できることになる。史料(七)(八)(九)三種間で三簿冊ないし二簿冊には対応関係の認められるものを第9表に表示してみよう。ただし、紙幅の関係から、東六都下北五図から、東十三都十五図までの対照に止める。また、三史料の順は、土地置得を示す史料(八)、納税関係を示す史料(七)、最後に小作関係を示す史料(九)とする。いくつかの註記が必要であるが、最左欄の都・図は三史料とも記述がある。圩坵は史料(八)と史料(九)にある。その間に差違があるものは、最右欄に註記した。土名は史料(九)のみにしか記載がない。史料(七)の徴税額を示す上下忙銀はその正額であるが、上忙銀である。次の実徴額は割引が適用されたもので下忙銀である。最初の㊶〇・五三八両は、正額の九四%、つまり六%割引きであり、正額〇・五七二両であるからその九四%、大体〇・五三八両となる。史料(九)の一畝当租とは入米・力米合計額を面積で除したものである。

第9表から何が確認できるか、それは対照表の残存部分とともに次回で行うこととする。

〔註〕

- (1) 村松裕次『近代江南の租棧—中国地主制度の研究』(東京大学出版会 一九七〇)。
- (2) 川勝守「清末、江南における租棧・業戸・佃戸関係—九州大学所蔵江蘇省呉県馮林一棧関係簿冊について—」(『史淵』一四、一九七七)。
- (3) 村松前掲書 五七七一—六三頁及び、五六三—四頁等参照。
- (4) 村松前掲書 五〇九頁参照。
- (5) もっとも、村松氏が紹介された史料4「長邑出由婦図冊」でも、光緒10年までの置得関係はある程度わかる。村松前掲書、五八八—六三〇頁の附録第二表中の「長邑出由婦図冊」の年月参照。
- (6) 川勝前掲論文、一三三—九頁、村松前掲書、四一六、四四九、五〇一頁等参照。